

平成31年 4月19日

入札・契約関係者 各位

津山市財政部契約監理室

工事関係契約書等の様式の一部改定について（お知らせ）

このことにつき、様式集に掲載している契約書等の様式の一部を改定しました（主に消費税率の改定に伴うもの）。

改正点については新旧対照表のとおりです。ご確認の上、平成31年4月1日以降の契約を締結する工事につきましては、改定後の契約書を用いるようお願いいたします。

なお、平成31年3月31日以前に締結した工事の契約については改定前の契約書様式によります。

平成31年4月1日以降に締結する工事の契約で、予定工期末が9月30日以前となる工事の契約（現行税率8%適用）については、既に契約書を作成されている場合に限り改定前の様式によることも可とします。

（今後の予定）

5月1日以降に、改元に伴う様式集の一部改定を予定しています。ホームページでお知らせしますので、5月以降に契約を締結する工事案件等については、ご留意ください。